

平成27年度

非営利公益活動広報補助金

対象団体

県内のNPO・ボランティア・地域づくり団体（法人格の有無は問いません。）

※国や地方公共団体からの資金により一部または全部が運営されている団体を除きます。

※前年度以前に当該補助金の交付を受けている団体は除きます。

対象事業

自らの活動を、チラシやホームページなどで広報するなど非営利公益活動を広く県民に周知したり参加を促す事業。

※平成28年2月29日（月）までに完了する事業。

※単独のイベントに係る広報は対象外です。

対象経費

補助事業を実施するために必要と公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という）が認める経費。

【対象経費の例・・・チラシの印刷費やホームページ作成の委託料】

※委託費については、県内事業者が実施したものに限り、ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

補助率・補助上限額・交付件数

・補助率：4分の3

・補助額上限：11万2千円（補助対象経費は15万円、千円未満の端数は切り捨て）

・交付予定件数：約17件 ※予算総額（200万円）の範囲内での交付です。

募集期間

平成27年5月13日（水）から随時受け付けています。

※随時募集のため、予算に達した時点で募集を締め切ります。

交付決定について

申請があった団体については、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、鳥取県鳥取力創造課との協議の上、交付決定を行います。

申請方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。（ホームページよりダウンロードできます。センター窓口でもお渡ししています。）

【申請書一式】

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書

非営利公益活動団体が自ら行う広報活動への支援を行うとともに、県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進することを目的とした補助金です。